

汚染土壌処理施設等の維持管理に関する基準

第1 趣 旨

この基準は、栃木県汚染土壌処理に関する指導要綱（以下「要綱」という。）第28条の規定により汚染土壌処理施設等の適正な維持管理に関し必要な事項を定めるものとする。

汚染土壌処理業者及び積替業者は、汚染土壌処理施設等の維持管理にあたっては、法に定める基準に適合させるほか、本基準を遵守するものとする。

なお、施設内容や、施設が立地される地域の周辺状況などにより、知事が必要と認めた場合には、本基準に定めのない事項についても維持管理上の措置を求める場合がある。

第2 定 義

この基準における用語の定義は、要綱第2条に定めるほか、次の各号によるものとする。

- (1) 汚染土壌処理場 汚染土壌処理施設又は積替施設を設置する事業場をいう。
- (2) 法 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）をいう。
- (3) 処理業省令 汚染土壌処理業に関する省令（平成21年環境省令第10号）をいう。
- (4) 基準省令 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年3月14日総理府、厚生省令第1号）をいう。

第3 浄化等処理施設、セメント製造施設及び分別等処理施設の維持管理基準

1 囲い等

- (1) 汚染土壌処理場の周囲の囲いは、人がみだりに場内に立ち入るのを防止することができるようにしておくこと。
- (2) 囲い及び門扉は、定期的に点検し、破損した場合は直ちに補修すること。
- (3) 作業終了後は、門扉を閉鎖し施錠すること。

2 表示

- (1) 表示板は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合は、速やかに書き換えその他必要な措置を講ずること。
- (2) 表示板が破損した場合は直ちに補修すること。

3 搬入時間

搬入時間は、原則として午前8時から午後5時までとすること。また、運搬車両の運行については、周辺の通学時間帯等を十分考慮すること。

4 汚染土壌の搬入

- (1) 汚染土壌の処理にあたっては、必ず書面による委託契約を行うこと。
- (2) 許可内容以外の汚染土壌が搬入されないよう、処理委託者、運搬者との連絡体制を確立すること。
- (3) 場外に搬入車両が待機することのないようにすること。
- (4) 汚染土壌を荷降ろしする前に、管理票等により特定有害物質の種類及び汚染状態が許可内容に適合するかどうかを確認すること。
- (5) 許可内容以外の汚染土壌であると認められた場合は、処理委託者に返還すること。

5 運転管理

汚染土壌の搬入搬出、保管、処理等に伴い、悪臭の発生、騒音振動及び粉じんの発生、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散、揮散、流出及び地下への浸透などにより周囲の生活環境を損なわないよう、要綱に基づく事前協議書及び汚染土壌処理業許可申請書に記載された公害防止措置を十分機能させること。

6 施設の管理

- (1) 施設を定期的に点検し、破損があれば直ちに補修を行うなど、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が飛散、揮散、流出及び地下に浸透し、悪臭が発生しないよう必要な措置を講ずること。
- (2) 汚染土壌を建屋外に荷下ろしし、又は積み置かないこと。
- (3) 汚染土壌の保管施設に汚染土壌以外のものを保管しないこと。また、処理後の土壌の保管施設に処理後の土壌以外のものを保管しないこと。
- (4) 保管施設には、仕切り壁等に明示した保管の高さの上限を超えて汚染土壌を保管しないこと。

7 雨水等の流入防止

- (1) 汚染土壌処理場内へ外部から雨水が流入しないよう排水溝等を定期的に点検し、土砂等が堆積した場合は速やかに除去すること。
- (2) 雨水が汚染土壌と接触することにより特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が流出及び地下に浸透することを防止する施設又は設備を定期的に点検し、破損があれば直ちに補修を行うなど必要な措置を講ずること。

8 洗車設備

洗車設備、排水処理施設への排水の導水施設及び設備を定期的に点検し、破損があれば直ちに補修を行うなど、油、特定有害物質及び特定有害物質を含む固体若しくは液体が飛散、揮散、流出及び地下に浸透しないよう必要な措置を講ずること。

9 防火対策

- (1) 火災のおそれがある場所では火気を使用しないこと。
- (2) 消防設備は、所定の能力が発揮できるよう定期的に点検整備を行うこと。

10 搬入道路

- (1) 搬入道路が道路事情その他の理由により交通整理を必要とする場合は、交通整理員を配置する等必要な措置を講じ、安全の確保を図ること。
- (2) 搬入道路は常に清掃し、清潔の保持に努めるとともに必要に応じて補修等を行うこと。

11 定期的点検

- (1) 汚染土壌処理施設及び排水処理施設の正常な機能を維持するため、定期的に点検及び機能検査を行うこと。
- (2) 汚染土壌処理施設が設置されている場所の床、地盤面及び壁を点検し、破損等が確認された場合は直ちに補修すること。

12 管理体制

- (1) 汚染土壌処理施設及び関連施設の適正な維持管理及び安全管理を行うために、必要な事項を定めた取扱いマニュアルを策定し、作業従事者に周知徹底すること。
- (2) 管理事務所には帳簿、図面、その他関連書類を備えること。
- (3) 汚染土壌処理業者は、当該施設の維持管理に関し生活環境の保全上利害関係を有する者から求めがあったときは、帳簿、図面、その他関連書類の閲覧に応じるものとする。

13 排出水の検査

排出水を公共用水域に排出する場合は、毎月1回以上排出水を採取し、水質測定を実施すること。その結果、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「水濁法」という。）第3条第1項の排水基準又は水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例（昭和47年3月28日栃木県条例第6号。以下「上乘せ条例」という。）第1条に規定する上乘せ基準を超えた場合には、直ちに知事及び関係機関に報告するとともに、改善措置をとること。

14 地下水の検査

- (1) 地下水監視用井戸において3か月に1回以上第1帯水層の地下水を採取し、水質測定を実施すること。測定の結果、地下水環境基準値を超過したときは、直ちに知事に報告すること。
- (2) 汚染土壌処理場から特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が地下に浸透したことにより地下水汚染を生じた場合は、土壌及び地下水の浄化措置を講ずること。

15 排出ガス等の検査

- (1) 排出ガスを排出する場合は、処理業省令第4条第1号又々に定める大気有害物質の排出口における量を3か月に1回以上測定すること。測定の結果、処理業省令に定める基準値を超えた場合には、直ちに知事及び関係機関に報告するとともに、改善措置を講ずること。
- (2) 排出ガスを排出する場合は、排出ガス量並びに排出ガス中の1,2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、水銀及びその化合物、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、ポリ塩化ビフェニル及びダイオキシン類、硫酸化合物及びばいじんの量を3か月に1回以上測定すること。
- (3) 第1種特定有害物質、水銀及びその化合物又はポリ塩化ビフェニルを含む汚染土壌を取り扱う建屋から気体を排出する場合は、排出する気体に含まれる当該物質の量を3か月に1回以上測定すること。

16 定期報告

- (1) 汚染土壌処理業者は、様式1により排出水、地下水、排出ガス等の測定結果をその結果が得られた日から10日以内に知事に報告すること。
- (2) 汚染土壌処理業者は、様式2により汚染土壌の処理実績を翌年度の6月30日までに知事に報告すること。
- (3) 知事は、(1)及び(2)に定めるもののほか、必要により汚染土壌処理施設の維持管理状況について報告を求めることができるものとする。

(4) 報告書の写しを5年間保存すること。

17 事故時の措置

汚染土壌処理場において事故が発生した場合は、直ちに生活環境保全上必要な措置を講ずるとともに、知事及び関係機関に通報すること。

18 熱処理施設に共通する基準

- (1) 汚染土壌は、外気と遮断した状態で定量ずつ供給すること。
- (2) 炉から発生する排ガスが200℃を超える場合には、速やかに概ね200℃以下に冷却すること。
- (3) 冷却設備から排出される燃焼ガスの温度若しくは集塵機内で冷却された温度を連続的に測定し、かつ、記録するとともに、これを5年間保存すること。
- (4) 排出口から排出される排ガスに含まれる特定有害物質、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩素、塩化水素、ダイオキシン類、ばいじん及び粉じんを確実に除去又は分解等により無害化するために必要な設備が確実に機能するよう維持管理を行うこと。
- (5) 排出口から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該洗浄水の飛散又は流出により環境保全上の支障が生じないようにすること。
- (6) 冷却設備及び排ガス設備に堆積したばいじんを除去すること。

18-1 熱分解方式の汚染土壌処理施設の個別基準

- (1) 分解を行う炉内を浄化の対象とする特定有害物質の種類に応じた分解温度以上に保持し、十分な分解に必要な暴露時間を確保すること。
- (2) 分解炉内の分解温度を連続的に測定し、かつ、記録するとともに、これを1年間保存すること。

18-2 加熱・揮発方式の汚染土壌処理施設の個別基準

- (1) 加熱を行う炉内を浄化の対象とする特定有害物質の種類に応じた揮発温度以上に保持し、十分な揮発に必要な暴露時間を確保すること。
- (2) 加熱を行う炉内の温度を連続的に測定し、かつ、記録するとともに、これを1年間保存すること。
- (3) 揮発させた特定有害物質は、確実に除去又は分解等により無害化すること。

18-3 溶融方式の汚染土壌処理施設の個別基準

- (1) 汚染土壌を、十分に高温を維持して溶融すること。また、必要な場合は、特定有害物質及び処理により生成した副生成物を確実に除去あるいは分解等により無害化すること。
- (2) 溶融炉内の温度を連続的に測定し、かつ、記録するとともに、これを1年間保存すること。
- (3) 浄化の対象とする特定有害物質の種類及び土質に応じて、最適な溶融温度を設定すること。

19 洗浄分級等方式の汚染土壌処理施設の個別基準

- (1) 特定有害物質の効果的な濃縮と除去を確実に行うものとし、構成設備それぞれを円滑かつ確実に作動させ、その洗浄機能を確保すること。
- (2) 洗浄中の懸濁水から、凝集沈殿、分離、濃縮、ろ過等により、特定有害物質及び特定有害物質が濃縮した土壌を分離すること。
- (3) 凝集沈殿等に薬剤を使用する場合は、適切に使用すること。

20 酸化等分解方式の汚染土壌処理施設の個別基準

- (1) 汚染土壌に含まれる特定有害物質の種類に応じて薬剤を適切に用いること。
- (2) 汚染土壌量に対し、所定の薬剤添加率が確保されるよう、薬剤添加量の管理を行うこと。
- (3) 排ガスが生じる場合は、排出口から排出される排ガスに含まれる特定有害物質、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩素、塩化水素、ダイオキシン類、ばいじん及び粉じんを確実に除去又は分解等により無害化するために必要な設備が確実に機能するよう維持管理を行うこと。
- (4) 排出口から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該洗浄水の飛散又は流出により環境保全上の支障が生じないようにすること。
- (5) 冷却設備及び排ガス設備に堆積したばいじんを除去すること。

第4 埋立処理施設の維持管理基準

1 囲い等

- (1) 汚染土壌処理場の周囲の囲いは、人がみだりに場内に立ち入るのを防止することができるようにしておくこと。
- (2) 囲い及び門扉は、定期的に点検し、破損した場合は直ちに補修すること。
- (3) 作業終了後は、門扉を閉鎖し施錠すること。

2 表示

- (1) 表示板は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合は、速やかに書き換えその他必要な措置を講ずること。
- (2) 表示板が破損した場合は直ちに補修すること。

3 搬入時間

搬入時間は、原則として午前8時から午後5時までとすること。また、運搬車両の運行については、周辺の通学時間帯等を十分考慮すること。

4 汚染土壌の搬入

- (1) 汚染土壌の処理にあたっては、必ず書面による委託契約を行うこと。
- (2) 許可内容以外の汚染土壌が搬入されないよう、処理委託者、運搬者との連絡体制を確立すること。
- (3) 場外に搬入車両が待機することのないようにすること
- (4) 汚染土壌を荷降ろしする前に、管理票等により特定有害物質の種類及び汚染状態が許可内容に適合するかどうかを確認すること。
- (5) 許可内容以外の汚染土壌であることが認められた場合は、処理委託者に返還すること。

5 運転管理

汚染土壌の搬入及び処理に伴い、悪臭の発生、騒音振動及び粉じんの発生、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散、揮散、流出及び地下への浸透などにより周囲の生活環境を損なわないよう、要綱に基づく事前協議書及び汚染土壌処理業許可申請書に記載された公害防止措置を十分機能させること。

6 汚染土壌の飛散流出の防止

搬入した汚染土壌の飛散流出を防止するため、散水や転圧締め固め等必要な措置を講ずること。

7 施設の管理

- (1) 施設を定期的に点検し、破損があれば直ちに補修を行うなど、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が飛散、揮散、流出及び地下に浸透し、並びに悪臭が発生しないよう必要な措置を講ずること。
- (2) 汚染土壌は、埋立処理施設外に保管しないこと。

8 雨水等の流入防止

- (1) 汚染土壌処理場内へ外部から雨水が流入しないよう排水溝等を定期的に点検し、土砂等が堆積した場合は速やかに除去すること。
- (2) 雨水が汚染土壌と接触することにより特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が飛散、揮散、流出及び地下に浸透することを防止する施設又は設備を定期的に点検し、破損があれば直ちに補修を行うなど必要な措置を講ずること。

9 洗車設備

洗車設備、排水処理施設への排水の導水施設又は設備を定期的に点検し、破損があれば直ちに補修を行うなど、油、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が飛散、揮散、流出及び地下に浸透しないよう必要な措置を講ずること。

10 防火対策

- (1) 火災のおそれがある場所では火気を使用しないこと。
- (2) 消防設備は、所定の能力が発揮できるよう定期的に点検整備を行うこと。

11 搬入道路

- (1) 搬入道路が道路事情その他の理由により交通整理を必要とする場合は、交通整理員を配置する等必要な措置を講じ、安全の確保を図ること。
- (2) 搬入道路は常に清掃し、清潔の保持に努めるとともに必要に応じて補修等を行うこと。

12 定期的点検

- (1) 排水処理施設の正常な機能を維持するため、定期的に点検及び機能検査を行うこと。

13 管理体制

- (1) 埋立処理施設及び関連施設の適正な維持管理及び安全管理を行うために、必要な事項を定めた取扱マニュアルを策定し、作業従事者に周知徹底すること。
- (2) 管理事務所には帳簿、図面、その他関連書類を備えること。
- (3) 汚染土壌処理業者は、当該施設の維持管理に関し生活環境の保全上利害関係を有する者から求めがあったときは、帳簿、図面、その他関連書類の閲覧に応じるものとする。

14 排出水の検査

排出水を公共用水域に排出する場合は、毎月1回以上排出水を採取し、水質測定を実施すること。その結果、水濁法第3条第1項の排水基準又は上乗せ条例第1条に規定する上乗せ基準を超えた場合には、直ちに知事及び関係機関に報告するとともに、改善措置をとること。

15 地下水の検査

- (1) 地下水監視用井戸において3か月に1回以上第1帯水層の地下水を採取し、水質測定を実施すること。測定の結果、地下水環境基準値を超過したときは、直ちに知事に報告すること。

- (2) 汚染土壌処理場から特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が地下に浸透したことにより地下水汚染を生じた場合は、土壌及び地下水の浄化措置を講ずること。

16 定期報告

- (1) 汚染土壌処理業者は、様式1により排出水、地下水の測定結果をその結果が得られた日から10日以内に知事に報告すること。
- (2) 汚染土壌処理業者は、様式2により汚染土壌の処理実績を翌年度の6月30日までに知事に報告すること。
- (3) 知事は、(1)及び(2)に定めるもののほか、必要により汚染土壌施設の維持管理状況について報告を求めることができるものとする。
- (4) 報告書の写しは5年間保存すること。

17 事故時の措置

汚染土壌処理場において事故が発生した場合は、直ちに生活環境保全上必要な措置を講ずるとともに、知事及び関係機関に通報すること。

18 廃止の基準

基準省令第2条第3項（同項第3号において準用する第1条第3項第7号から第10号を除く。）及び平成10年7月16日付け衛環第63号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知「一般廃棄物の最終処分及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の運用に伴う留意事項について」の管理型産業廃棄物最終処分場に関する規定に準ずるほか、次に従うこと。

- ア 埋め立てられた汚染土壌の飛散及び流出がないこと。
- イ 不同沈下が認められないこと。
- ウ 洗車設備、囲い（ネットフェンス等内部が外の全周囲から見える構造のものを除く）、消火設備、管理施設等の撤去が終了し、跡地が整備されていること。なお、囲いの撤去は、廃止確認を受けた時点で行うこと。
- エ 地下水監視用井戸及び埋立地を明示する杭は原則として廃止後も残すこと。
- オ 廃止後、跡地管理者を置くものとし、その住所氏名を知事に報告すること。

第5 積替施設の維持管理基準

1 囲い等

- (1) 汚染土壌処理場に係る土地の周囲の囲いは、人がみだりに場内に立ち入るのを防止することができるようにしておくこと。
- (2) 囲い及び門扉は、定期的に点検し、破損した場合は直ちに補修すること。
- (3) 作業終了後は、門扉を閉鎖し施錠すること。

2 表示

- (1) 表示板は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合は、速やかに書き換えその他必要な措置を講ずること。
- (2) 表示板が破損した場合は直ちに補修すること。

3 搬入時間

搬入時間は、原則として午前8時から午後5時までとすること。また、運搬車両の運行については、周辺の通学時間帯等を十分考慮すること。

4 適正な汚染土壌の搬入

- (1) 汚染土壌の処理にあたっては、必ず書面による委託契約を行うこと。
- (2) 許可内容以外の汚染土壌が搬入されないよう、処理委託者、運搬者との連絡体制を確立すること。
- (3) 場外に搬入車両が待機することのないようにすること。
- (4) 汚染土壌を荷降ろしする前に、管理票等により特定有害物質の種類及び汚染状態が許可内容に適合するかどうかを確認すること。
- (5) 許可内容以外の汚染土壌であると認められた場合は、処理委託者に返還すること。

5 適正な運転管理

汚染土壌の搬入搬出、保管、処理等に伴い、悪臭の発生、騒音振動及び粉じんの発生、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散、揮散、流出及び地下への浸透などにより周囲の生活環境を損なわないよう、要綱に基づく事前協議書及び汚染土壌処理業許可申請書に記載された公害防止措置を十分機能させること。

6 施設の管理

- (1) 床等の施設を定期的に点検し、破損があれば直ちに補修を行うなど、汚染土壌、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が飛散、揮散、流出及び地下に浸透し、悪臭が発生しないよう必要な措置を講ずること。

- (2) ねずみが生息し、及び蚊、ハエその他の害虫が発生しないよう、必要な措置を講ずること。
- (3) 汚染土壌を建屋外に荷下ろしし、又は積み置かないこと。

7 雨水等の流入防止

- (1) 汚染土壌処理場内へ外部から雨水が流入しないよう排水溝等を定期的に点検し、土砂等が堆積した場合は速やかに除去すること。
- (2) 雨水が汚染土壌と接触することにより特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が飛散、揮散、流出及び地下に浸透することを防止する施設又は設備を定期的に点検し、破損があれば直ちに補修を行うなど必要な措置を講ずること。

8 洗車設備

洗車設備、排水処理施設への排水の導水施設及び設備を定期的に点検し、破損があれば直ちに補修を行うなど、油、特定有害物質及び特定有害物質を含む固体若しくは液体が飛散、揮散、流出及び地下に浸透しないよう必要な措置を講ずること。

9 防火対策

- (1) 火災のおそれがある場所では火気を使用しないこと。
- (2) 消防設備は、所定の能力が発揮できるよう定期的に点検整備を行うこと。

10 搬入道路

- (1) 搬入道路が道路事情その他の理由により交通整理を必要とする場合は、交通整理員を配置する等必要な措置を講じ、安全の確保を図ること。
- (2) 搬入道路は常に清掃し、清潔の保持に努めるとともに必要に応じて補修等を行うこと。

11 定期的点検

- (1) 排水処理施設の正常な機能を維持するため、定期的に点検及び機能検査を行うこと。
- (2) 積替施設の床、地盤面及び壁を点検し、破損等が確認された場合は直ちに補修すること。

12 管理体制

- (1) 積替施設及び関連施設の適正な維持管理及び安全管理を行うために、必要な事項を定めた取扱いマニュアルを策定し、作業従事者に周知徹底すること。
- (2) 管理事務所には帳簿、図面、その他関連書類を備えること。
- (3) 積替業者は、当該施設の維持管理に関し生活環境の保全上利害関係を有する者から求めがあったときは、帳簿、図面、その他関連書類の閲覧に応じるものとする。

13 排出水の検査

排出水を公共用水域に排出する場合は、毎月1回以上排出水を採取し、水質測定を実施すること。その結果、水濁法第3条第1項の排水基準又は上乗せ条例第1条に規定する上乗せ基準を超えた場合には、直ちに知事及び関係機関に報告するとともに、改善措置をとること。

14 地下水の検査

- (1) 地下水監視用井戸において3か月に1回以上第1帯水層の地下水を採取し、水質測定を実施すること。測定の結果、地下水環境基準値を超過したときは、直ちに知事に報告すること。
- (2) 汚染土壌処理場から特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が地下に浸透したことにより地下水汚染を生じた場合は、土壌及び地下水の浄化措置を講ずること。

15 排出ガス等の検査

- (1) 排出ガスを排出する場合は、処理業省令第4条第1号ヌに定める大気有害物質の排出口における量を3か月に1回以上測定すること。測定の結果、処理業省令に定める基準値を超えた場合には、直ちに知事及び関係機関に報告するとともに、改善措置を講ずること。
- (2) 排出ガスを排出する場合は、排出ガス量並びに排出ガス中の1,2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、水銀及びその化合物、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、ポリ塩化ビフェニル及びダイオキシン類、硫黄酸化物及びばいじんの量を3か月に1回以上測定すること。
- (3) 第1種特定有害物質、水銀及びその化合物又はポリ塩化ビフェニルを含む汚染土壌を取り扱う建屋から気体を排出する場合は、排出する気体に含まれる当該物質の量を3か月に1回以上測定すること。

16 定期報告

- (1) 積替業者は、様式1により排出水、地下水、排出ガス等の測定結果をその結果が得られた日から10日以内に知事に報告すること。
- (2) 積替業者は、様式2により汚染土壌の積替実績を翌年度の6月30日までに知事に報告すること。
- (3) 知事は、(1)及び(2)に定めるもののほか、必要により積替施設の維持管理状況について報告を求めることができるものとする。
- (4) 報告書の写しを5年間保存すること。

17 事故時の措置

汚染土壌処理場において事故が発生した場合は、直ちに生活環境保全上必要な措置を講ずるとともに、知事及び関係機関に通報すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は平成 22 年 5 月 12 日から施行する。
- 2 この基準は令和 3 (2021) 年 2 月 24 日から施行する。